国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百八十人」を「百八十一人」に改める。

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第十号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、同条第四項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第百九十六条第二項第一号中「第二十条第六項」を「第二十一条第六項」に改める。

第二百十八条第一項第十三号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第二百二十七条第一項第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二百二十八条第一項中「二百十三人」を「四百六十六人」に改める。

第二百二十九条第二項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、「第二条第二項第三十六号」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第二百八十五条第一項中「八十三人」を「八十六人」に改める。

第二百九十八条第一項中「四百三人」を「四百七人」に改める。

第三百二十一条第一項中「百九十六人」を「二百二人」に改める。

第三百三十七条第一項中「三百二十五人」を「三百二十九人」に改める。

第三百三十八条第一項中「百三十七人」を「百三十八人」に改める。

第三百七十五条第一項中「十八人」を「十六人」に改める。

第三百七十六条第一項中「七人」を「六人」に改める。

第三百七十九条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第五百十七条第一項中「二千七百三十人」を「二千七百三十五人」に改める。

第五百十八条第一項中「千六百四十八人」を「千六百五十三人」に改める。

第五百五十五条第一項中「八千百六十一人」を「八千百八十三人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万九千七百四十二人」を「一万九千三百九十六人」に改める。

第五百六十八条第一項中「六十四人」を「六十六人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十八号

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第二十条及び第二十二条の規定に基づき、国有財産法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

国有財産法施行細則の一部を改正する省令

国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削る。

第四条第二項中（「森林管理署財産又は森林管理署支署財産」を除く。）」を削る。

第六条中「これを切り捨てる。但し、全額単位未満のもの及び特に単位未満を存する必要があるものについては、この限りでない。」を「小数点以下二位未満を切り捨てる物とする。ただし、区分が立木竹のうち立木及び船舶の端数は、小数点以下三位未満を切り捨てるものとする。」に改める。

第十条　削除

附則第十三条を削る。

第一号様式（表紙）記載要領第二項及び第三項、第一号様式（土地）記載要領第七項並びに第一号様式（立木竹）記載要領第二項中「森林管理署財産又は森林管理署支署財産」を「森林経営用財産」に改める。

第一号様式（立木竹）記載要領第二項中「、官行造林」を削る。

第一号様式（政府出資等）記載要領第二項中「株券（端株券を含む。）」を「株式」に改め、同記載要領第五項中「令第二十三条かつこ書の規定により財務大臣が指定するものについて、」を削る。

第一号様式（増減及び現在額表）調製要領第六項中

「所管総計
行政財産合計
公用財産計
公共用財産計
皇室用財産計
企業用財産計
普通財産合計」

を

「所管総計
行政財産合計
公用財産計
公共用財産計
皇室用財産計
森林経営用財産計
普通財産合計」

に、

「一般会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
公共用財産計
何々部局
何々部局
皇室用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局」

を

「一般会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
公共用財産計
何々部局
何々部局
皇室用財産計
何々部局
何々部局
森林経営用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局」

に、

「特別会計合計
行政財産計
公用財産計
企業用財産計
普通財産計」

を

「特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
企業用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局」

に、

「何々特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
企業用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局」

を

「何々特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
企業用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局」

に改める。

別表第一　国有財産区分種目表の土地の項中

（企業用財産）	平方メートル	
敷地	〃	
森林	〃	
原野	〃	
付属地	〃	

を

（森林経営用財産）	平方メートル	森林管理署財産又は森林管理署支署財産についてのみ適用する。
森林	〃	
原野	〃	
付属地	〃	付属地は、林道、苗圃、貯木場等を包括する。

に改め、同表の工作物の項中

諸標		
雑工		付属地は、林道、苗圃、貯木場等を包括する。

を